

第2回 三浦市市民交流拠点整備事業者選定審議会

- 1 日 時** 令和5年3月15日(水) 10:00~11:30
- 2 場 所** 三浦消防署 4階 会議室
- 3 議 案**
(1) 議案1 事業者提案審査について
- 4 報告事項**
(1) 報告事項1 参加表明及び資格審査の状況について
- 5 出席者**
(1) 委員 川崎 一泰 委員(中央大学総合政策学部 教授)
難波 悠 委員(東洋大学大学院経済学研究科 公民連携専攻 教授)
佐藤 宏亮 委員(芝浦工業大学建築学部 建築学科 教授)
村田 涼 委員(東京工業大学環境・社会理工学院 建築学系 准教授)
- (2) 事務局 三浦市 徳江市長室長
盛永市長室特定事業計画担当課長
清水市長室主査
島田市長室主事
株式会社アール・ピー・アイ 大島氏、藤原氏
ソーシャルアクト合同会社 田坂氏
株式会社アイ・エス・エス 林氏、平野氏
- 6 資 料** 第2回三浦市市民交流拠点整備事業者選定審議会次第
資料1_事業者再公募における諸条件の見直しについて(概要版)
資料2_事業提案書審査の手引き
資料3_提案パターンによる評価のイメージ
参考資料_募集要項
参考資料_要求水準書
参考資料_事業者選定基準
参考資料_基本協定書
参考資料_基本契約書
参考資料_工事請負契約約款(設計・施工一括)
参考資料_様式集

7 議 事

【事務局】

本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。三浦市市長室長の徳江です。昨年の10月13日に第1回の審議会を開催させていただきました。その後参加意思表明の提出期限を12月12日として募集を行いました。概ね2つの要因により、どこからも参加意思表明がございませんでした。そこで、委員の皆様にもご説明させていただきましたが、原因と考えられる公共施設の整備費上限と、敷地全体の活用の縛りを緩やかにしました。部分提案も可能とした再募集を行った結果、今般、二社から参加表明書の提出がございました。

今後は4月に予定しております競争的対話を経まして、5月29日が事業者からの事業提案書の提出期限となっております。本日は事業者から今後提出される事業提案書の審査の方法等に関して、皆様からご意見をいただき、よりよい事業者選定を可能とする手順書を作成したいと考えております。我々としては、参加表明書を提出いただいた二社が、今後揃って事業提案に進んでいただくように注力し、事業者との協議を進めていく考えです。引き続きよろしくお願いたします。

それでは本日の司会を務めさせていただきます市長室の盛永でございます。本日の会議内容につきまして、まず最初に事務局から、次第に沿って、報告事項の(1)参加表明及び資格審査の状況について説明させていただきます。その後議案(1)の事業者提案審査について進めさせていただきます。

それではただいまより、第2回三浦市市民交流拠点整備事業者選定審議会を開催させていただきます。本日の委員の出席状況でございますが、三浦市の副市長の星野委員が公務の都合により欠席でございます。従いまして、委員4名のご出席を頂いており、過半数に達しておりますので審議会条例第六条第二項の規定により、本日の審議会が成立していることを申し添えます。それでは審議会条例の規定により、川崎会長に議長をお願いいたしますのでどうぞよろしくお願いたします。

【議長】

よろしくお願いたします。それではこれより私のほうで、議事の進行をさせていただきます。まず議事を進めるにあたり、審議会規則第四条第三項の規定により署名委員に二名を指名することになっておりますので、本日の署名に付きましては、難波委員と佐藤委員にお願いしたいと思います。両委員には、後日議事録の署名をお願いしたいと思います。なお、第1回から最終回までの議事録につきましては、全ての会議が終了した後に発言者名を匿名とした上で市のホームページ等で原則公開するものといたしますのでよろしくお願いたします。それでは冒頭ご説明いただいた通り、報告事項の(1)参加表明及び資格審査の状況について、事務局より報告をよろしくお願いたします。

報告 1：参加表明及び資格審査の状況について

【事務局】 それでは報告事項（1）事業者の参加表明及び資格審査の状況について報告いたします。3月13日まで、事業者の参加を受付けたところ、2つのグループから参加意思表示がございました。現在事務局にて、参加資格の審査を行っているところでございます。なお、2つのグループに対しては、今後、追加提案の確認や、競争的対話などを行っていく予定でございます。なお、今申し上げました、参加表明のあった事業者名と事業者数につきましては公表しないこととしております。

【議長】 ありがとうございます。ただ今の報告について、ご質問等がございますでしょうか。

（特になし）

特にご質問等が無いようでございますので、議題の方に進みたいと思います。議案（1）、事業者提案審査について、事務局より説明をお願いいたします。

議案 1：事業者提案審査について

【事務局】 それでは引き続き、議案（1）、事業者提案審査について説明させていただきます。まず最初に、令和5年の1月30日に再公募をかけた内容、前回公募からの見直し事項について、改めて説明させていただきます。

前回からの見直し箇所として、大きく2つございます。まず、民間施設の整備・運営につきまして公募条件を緩やかにしております。資料に記載しております表では4つのパターンを示しておりますが、提案パターン1は「事業提案において民間施設用地を活用する計画を提案する」パターンでございます。民間施設活用にあたっては、提案における3つの要素を示すこととしておりまして1つ目が「民間施設の整備・運営に係るコンセプト」、2つ目が「民間施設に導入する機能や開始時期などの内容」、3つ目が「民間施設の整備運営に向けた取り組み」としてあります。まず提案パターン1の場合は、この3つの要素を含めて具体的な民間施設の提案があるものでございまして、民間施設の部分は審査及び評価の対象といたします。

次に表の中の提案パターン2でございますが、こちらは事業提案時には民間施設の整備運営の提案はないが、将来的に民間施設用地を活用するというもので、先ほど述べた3つの要素も揃っているというパターンでございます。提案パターン2の場合も、民間施設の部分は審査・評価の対象

としております。また、このパターンで提案された場合は優先提案権が基本契約時から5年を上限に付与されます。

提案パターン3でございますが、民間用地を活用する意欲があるが、3つの要素が揃っていないという場合になります。この場合は、原則的には民間施設の部分については審査・評価しないこととし、優先提案権についても市と協議の上、市が認めた場合に5年を上限として付与するとしております。

最後に、提案パターン4でございますが、民間施設用地を活用せずに公共施設のみを整備する提案パターンです。再公募にあたっては、提案パターン4でも参加できるようにして、公募をかけました。このパターンの場合は民間施設部分の提案がないため、選定時の審査では民間施設部分は評価の対象にはなりません。

また前回公募からの見直し箇所として、公共施設整備に係る請負代金を見直しております。前回公募では税込み37億円としておりましたが、昨今の建設資材高騰などを鑑みまして、税込み42億円で公募をかけさせていただきました。

続いて、今後の審査の流れなどについて説明させていただきます。お手元の資料2「事業提案書審査の手引き」をご覧ください。まず1ページには、審査の基本方針、審査方法、審議会の設置を記載しております。審査の基本方針としては、本事業の基本コンセプトでございます「異なる公共機能、官民の施設・機能を一体的にとらえ効率的に実現し、促進する仕組み・場づくり」を踏まえ、民間事業者が行う公共施設の整備と民間施設の整備運営の両方の観点から、優れた事業内容やサービスを適正なコストで実施できる民間事業者を選定することを審査の基本方針としております。次に、審査の方法でございますが、審査の方法は参加資格審査と提案審査の2段階に分けて実施することとしております。参加資格審査は事務局にて行います。先ほど申し上げた通り、現在2つのグループにつきまして、事務局で参加資格の審査を行っている状況でございます。3月24日に応募者に対して審査結果を通知する予定です。

その後、事務局では4月19日、20日頃に競争的対話及び追加提案などの確認を応募者に対して行う予定でございます。追加提案等の確認後、その提案の可否を事業者に通知することにしておりまして、遅くとも5月上旬ごろまでには応募者に対して通知する予定でございます。応募者は提案可能となった追加提案のみ、正式に提案することができる仕組みとなっております。

2ページ目以降は、事業者から提案書が提出された以降のより具体的な審査の流れを記載しております。2ページ目でございますが、審査の流れを図として記載しておりますので、合わせてご確認ください。まず事業者の提案書でございますが、令和5年3月24日から5月29日まで受け付ける予定です。事業者から提出される書類の一覧は3ページの中段にあ

る表の通りです。表中の記号の1に関しては、事務局にて提出された書類の確認を行います。表の中の記号2に書いてある書類をもって、審議会委員の皆様により審査を行っていただくことになります。事務局は並行して、応募者への不明点の質疑などを行おうと考えております。その上で、追加提案の採否の判断と、委員の皆様への審査補助資料の作成を行う予定です。また事業内容の提案につきまして、委員の皆様から不明点などがあつた場合、事務局から応募者に対して質疑を行いますので、この段階で委員の皆様におかれましても、質疑等ございましたら事務局までご連絡くださるようお願いいたします。合わせて事業者に質疑を行いたいと考えております。

その後、事務局から送られてくる提案書類、追加提案の採否の結果などを含めた評価のための補助資料、質疑への回答の内容を元に、第3回審議会を令和5年6月の後半に行う予定でございます。委員の皆様には、スケジュールが非常にタイトで申し訳ありませんが、第3回審議会の前日までに、私案を作成していただきたいと考えております。

4ページ以降は、採点方法や配点について記載しております。まず採点方法でございますがAからEまでの五段階評価とし、提案点の配点700点満点に価格点300点満点を合わせ、合計1,000点満点で評価することとしております。6ページまでは評価の項目と点数について記載させていただいております。

7ページは、審査様式について書かせていただいております。先ほど申し上げた審議会委員の皆様のお家の私案の作成もこの様式で作成いただきますようよろしくお願い申し上げます。様式では事業者設定基準に沿ってAからEまでの五段階評価とし、プラスの要素には前に「○（漢数字マル）」を、マイナスの要素には前に「△（三角）」をつけて、箇条書きで記載していただくようお願い申し上げます。

8ページは、審議会委員との事前確認について記載しております。第3回審議会の前に、各委員の皆様と個別に事前確認を行いたいと思います。評価項目は全部で15項目でございます。9ページから10ページに記載しているような、各委員の評価及び評価ポイントに留意し、評価していきたいと考えております。

各審査項目について、第3回審議会時点での審議会としての評価を合議によって決定していただきたいと考えております。また、第3回審議会では、応募者に詳細な説明を求める事項について整理したいと考えております。11ページに記載しておりますが、説明を求める事項について次の3つを示しております。①予め応募者に通知し、応募者ヒアリングまでの期間に書面で説明を求めるもの、②予め応募者に通知し、応募者ヒアリングの際に口頭で説明を求めるもの、③事前の通知は行わず、応募者ヒアリングの際に口頭で説明を求めるものです。

11ページの中段以降に書いている、応募者へのヒアリング、第4回審議会は令和5年の6月中に行ないたいと考えております。応募者ヒアリ

ングは1グループあたりプレゼンテーションが20分、質疑応答が30分の計50分で考えております。応募者ヒアリングの後に引き続き、第4回の審議会を開催しようと思っており、12ページに記載しています。ここで、第3回審議会の評価結果に対し、応募者ヒアリングを踏まえた提案審査を改めて行っていただきたいと考えております。

総合評価の実施でございますが、価格点と合わせた総合評価点により、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定し、追加提案の採否の結果と合わせて、審査結果を各応募者の代表企業に対して通知することを考えております。優先交渉権を決定しない場合について、13ページに記載しております。一つ目は、事業提案書の評価点が事前に定めた一定の基準点数を満たさない場合がございます。今回の審査では、足切り点を30%としておりますので300点未満が足切りの対象となります。二つ目は、追加提案等の全部又は一部を市が採用しないことにより、要求水準、その他募集要項等に定める条件の達成が困難になる場合、又は事業提案書に基づく事業の実現が困難になる場合がございます。

14ページには、審査結果の報告・公表について記載しております。決定した優先交渉権者などは市長に報告した後に公表する予定でございます。また、審査講評は事務局にて案を作成させていただき、各委員の皆様にご確認頂いた上で、基本契約締結後に公表することとしております。

15ページには、前回公募からの変更点であるそれぞれの提案パターンによる評価の方法について整理させていただいております。16ページの表では、縦列に審査の大項目を示し、提案パターンごとに整理しております。提案パターン1の場合は、全ての審査項目について評価していただくこととしております。提案パターン2の場合も、すべての評価項目について評価していただくこととしております。提案パターン3の場合は、審査項目のうち、事業計画の民間施設に関する部分、民間施設の整備運営計画、その他優れた提案の民間施設に関する部分については、原則評価されないものとしております。提案の内容の程度によっては、パターン2とパターン3の間もあるものと考えております。また、審査項目のうち、地域貢献につきましては、パターン3の場合、民間施設を提案しないことで一定の影響を受ける場合があると考えております。提案パターン4の場合は、民間施設の部分についての提案が無いパターンでございますので、民間施設に関する部分の評価はしないものとして整理をさせていただいております。16ページの下段に、審査への影響について書かせていただいております。まず足切りラインにつきまして、前回公募では足切りラインを総合評価点の40%としていました。しかしながら今回公募における提案パターン4の場合、民間施設の整備運営やその他の優れた提案は評価されず最低評価のE評価になることを踏まえると、公共施設のみの提案を認めていながら足切りラインの40%を上回ることが出来ない可能性があるため、足切りラインを30%に引き下げました。資料3に、各提案パター

ンによる最低ラインをシュミレーションした表を示しております。審査における考え方の参考としていただければと思います。

【議 長】 ありがとうございます。審査手続きについては、変えられるところと、変えられないところがあると思います。

【事 務 局】 足切りラインの 30%は、既に事業者を示しているので変えることができませんが、概ね手引きに書いてある手順や進め方については、先生方のご意見を踏まえて変更可能かと思えます。ただ、募集要項で示しているタイミングなどは、なかなか変え難いかと思えます。資料 3 で示している評価のイメージなどは事務局で仮に設定したもののなので、先生方の裁量でお願いすることとなります。

【議 長】 わかりました。おそらく、評価の ABCDE を委員の間である程度共有した方がよろしいかなと思えます。

【〇〇委員】 追加提案で、図書館の規模を要求水準より大きく提案した場合は、公共施設の整備費を 42 億円よりさらに増額する可能性があるということですか。

【事 務 局】 その場合は、追加提案となるため、追加された部分を別枠として考えて、承諾するかどうか判断することになります。

【〇〇委員】 例えば、図書館の面積を要求水準の 500 ㎡から 800 ㎡に拡大する提案があった場合、300 ㎡分を別途、公共事業として検討するということですか。

【事 務 局】 ご認識の通りです。

【〇〇委員】 優先提案権を付与された事業者が結果的に何もしないとなった場合は、地代も発生せず、ペナルティもないということでしょうか。応募した事業者が、最初から公共施設の DB だけを実施するつもりでいる、という可能性もないわけではないと思えます。

【事 務 局】 市としても 5 年間のあいだ、事業者にも常に働きかけを行う予定です。

【〇〇委員】 提案パターンの 3 と 2 については、実際には僅差なのではないでしょうか。

【〇〇委員】 その点は提出された内容を見て評価するしかないと考えます。5 年間の優先提案権については、市でモニタリングをされるので、審議会委員の我々は実施する前提で評価し、モニタリングをしっかりとってください、ということを講評に盛り込むイメージではないでしょうか。

【事 務 局】 事業者も精力的に動いてはいるが時間が足りないようです。その意味では、限りになくパターン 1 に近い内容で出てくる可能性もあります。

- 【〇〇委員】 以前にもお話ししたと思いますが、高度地区による建築物の最高限度の適用を除外する都市計画決定にはかなりの時間がかかるので、除外を前提に審査するのは難しいのではないのでしょうか。
- 【事務局】 今回参加意思表示のあった2社の提案は、最高限度の適用除外を求める方針ではないと聞いています。日影規制にも抵触するので難しいという認識です。よってその点は問題にならないと考えております。
- 【〇〇委員】 承知しました。
- 【〇〇委員】 あくまでも、この審議会は優先交渉権者を決めるのが目的であり、実際の契約にあたっては、市において、事業者と調整していただければと思います。
- 【事務局】 基本協定と基本契約に審議会の要望を尊重するという条項を入れています。その意味では、審査時に、実施にあたって事業者が考慮すべきことを審議会のご意見として出していただくのも効果的と考えられます。
- 【〇〇委員】 提案パターンは明確に分かれるわけではないと思いますが、すごく良い提案に見えるがパターン1ほどコミットしていないといった場合、最高点の設定はどうなりますか。パターン1とパターン2の最高点が同じというのはやや違和感があると思います。
- 【〇〇委員】 評価A～Eの付け方を審議会委員間で共有する必要があると思います。
- 【〇〇委員】 提案パターン1～4は、公募者側が示すものではないということでしょうか。
- 【事務局】 ご認識の通りです。要件を満たしているかどうか審議会にて判断していただきます。
- 【〇〇委員】 そうすると、パターンごとの評価に関する点は、クリティカルな問題だと思います。
- 【〇〇委員】 とくに評価のCとDの設定が難しいのではないのでしょうか。Eは要求水準通りなので明確かと思います。Cをどの程度にするかですが、「民間を活用することで期待できる水準」がCになるのではないのでしょうか。
- 【〇〇委員】 評価内容の文言は公開しているのですか。
- 【事務局】 Aは「特に秀でて優れている」、Bは「秀でて優れている」、Cは「優れている」、Dは「やや優れている」、Eは「加点項目に対する提案はなされているが、特に優れた点は見受けられない」、として公開しています。
- 【〇〇委員】 AとBはどちらも「秀でて優れている」という評価で区別しづらいので、例えばA評価をつけるには、「この場所に合った具体的な提案がなされている」などの文言であれば、評価の差がつけやすかったと思います。

- 【事務局】 A 評価は「特に秀でて優れている」ですので、「特に」の部分について、具体的には「この場所に合った具体的な提案がなされている」ために A 評価とした、とすることはできると思います。
- 【〇〇委員】 おそらく、今回の 2 社の提案に対しどこで差をつけるか、という点がクリティカルになるのではないのでしょうか。その点を明確にすればよいかと思います。様式と審査項目は一致しているのですか。
- 【事務局】 一致しています。
- 【〇〇委員】 事務局が作成する評価補助資料に、それぞれの提案中に、各パターンを満たす要件が入っているかが整理されているというイメージでしょうか。
- 【事務局】 ご認識の通りです。
- 【〇〇委員】 公共施設としてここに記載されている以上の内容に市として取り組む意向はあるのですか。
- 【事務局】 図書館の拡大等、事業者から提案される可能性はあります。
- 【〇〇委員】 追加提案はできる仕組みになっているということですか。
- 【事務局】 ご認識の通りです。
- 【〇〇委員】 例えば、市で公園をつくってほしいといった提案があり、審議会委員としては、とても良い提案だとして評価したらいかがですか。
- 【事務局】 提案の内容次第かと思います。審議会において高く評価されたら、実施する方向になるのではないのでしょうか。市としては、補助金などを積極的に活用することを考えております。審議会で色々ご意見をいただければと思います。
- 【〇〇委員】 評価してよいということで、承知しました。
- 【〇〇委員】 追加費用についてはどこで評価しますか。債務負担行為にも関わるかと思えます。
- 【事務局】 その点は、検討させていただきます。
- 【〇〇委員】 事業費を極端に安くして、追加提案による上乗せ部分を高くした提案もありえるのではないのでしょうか。
- 【事務局】 その可能性はあります。以前に追加提案のお話をした際は、追加提案による市の経済負担がある場合は、経済性を含めて関連する各項目で評価してはどうかという議論がありました。例えば、内容が非常に良く A 評価に相当するが、コストがかなりかかるといった場合は、総合して B 評価になるといったことが考えられます。

- 【〇〇委員】 市として負担できない追加提案は、審議会前の段階で、事務局にて採用しないという判断となるのでしょうか。
- 【事務局】 ご認識の通りです。追加提案が出た場合は、採用するかどうかを市で整理し、採用する方針のものについて委員の皆様に評価いただくこととなります。今回、追加提案の事前確認という手続きを設けたことで、どのような提案が出るかは概ね把握できると考えています。それを受けて評価方法の検討が必要と考えています。また、第3回審議会の日程はあらためて調整させていただきます。
- 【議長】 ほかにご質問は大丈夫でしょうか。どこで評価するかはなかなか微妙なところがあるかと思しますので、審議の中で調整したいと思います。
- 【〇〇委員】 ちなみに庁舎規模はどの程度を想定されているのですか。
- 【事務局】 市としては、諸室の面積を積み上げ、8,500㎡～10,000㎡を想定しています。現況の庁舎が7,500㎡ですので、少なくともそれ以上を希望しています。
- 【〇〇委員】 図書館は含まずですか。
- 【事務局】 500㎡の図書館も含めてです。
- 【〇〇委員】 免震など構造に関することは要求水準に書いてありますよね。
- 【事務局】 要求水準に示しております。なお、免震は要求しておりません。
- 【〇〇委員】 DXをどう考えるかというのは、同様の庁舎案件においてもポイントの一つだと思います。市役所を敢えて狭くして、デジタル化するというスタイルを採用する自治体も中にはあります。
- 【事務局】 その点について要求水準では多少示唆しておりますが、どこまで事業者がアイデアを出してやってくれるかはわからない状況です。建物は事業者につくっていただき、内部の運用は市で検討する予定です。
- 【〇〇委員】 柔軟性や機能性もある程度必要かと思えます。マグネット対応の掲示板といった細部まで指定する要求水準をつくる自治体もありました。市役所の働き方や機能再編のチャンスでもあると思えます。再確認ですが、民間施設については、我々委員は実施する前提で評価してよいということですね。
- 【事務局】 提案内容に書いてある内容で評価していただければと思います。
- 【〇〇委員】 例えばA社は42億円の範囲内で収まる規模で提案し、B社は追加負担が発生するが機能も充実するとなった場合、市の中ではコスト面が優先されるのでしょうか。

- 【事務局】 基本はコンセプトや内容を優先して評価したいと考えておりますが、あまりにコストがかかる場合は慎重に考えざるを得ないと思います。
- 【〇〇委員】 指定管理については、今回の審議では決められないですね。
- 【事務局】 指定管理について追加提案で提案することは可能です。
- 【〇〇委員】 一番懸念されるのは、事業者が価格点で有利になるよう事業費を抑え、追加提案に乗せてくることかと思います。
- 【事務局】 その点は市も懸念しております。図書館を庁舎から切り離し外に出すことで、市民交流の拠点として、相応しいものになっていれば良いと思います。
- 【〇〇委員】 仮に指定管理を前提に提案する場合は、事業者は指定管理料として受け取りたい金額も提案に書いてくるのでしょうか。
- 【事務局】 その金額は書いてもらう必要があると思います。整備を安くして、指定管理料でその分を回収するというのも考えられるので、事業者には記載するようにお願いします。
- 【〇〇委員】 審議会としては、事業者のアイデアが良ければ市の負担で実施するよう評価することになります。
- 【事務局】 その点は、金額次第ではありますが、真摯に受け止めます。
- 【〇〇委員】 審議会委員は、事業費は見ないということでしょうか。
- 【事務局】 提案内容をお送りする段階で、価格を伏せてお送りする想定です。評価後、総合点を出す際にご覧になる可能性があります。プロセスの中でご覧いただく想定は今のところありません。ただ、事業者が提案書中に記載した場合などは、対応を検討します。事業者との競争的対話の機会もあるので、その間に事業者とも調整を行います。
- 【〇〇委員】 市が示した価格の範囲におさまっているかは事前に確認はしないのですか。
- 【事務局】 事務局で確認を行います。
- 【〇〇委員】 審議会委員は価格は見ないので、性能評価をしても価格で逆転される場合があるということですね。
- 【事務局】 追加提案にかかる追加のコストは見ていただくことになります。そこまで大きく価格を下げてくる事業者がいるかどうかわかりませんが、競争的対話の結果も踏まえて状況を見ながらご相談したいと思います。全体の価格を知っていただいた方が評価をしやすいという場面もあるかもしれません。

- 【〇〇委員】 審議会委員が追加提案部分のコストのみを見ることで、本体となる公共施設整備費を抑えていても、追加提案によってコストのかかる提案に見えてしまうこともありえますよね。
- 【事務局】 ありえます。そうすると事業者としては損になってしまいます。ただ、公共施設整備費を大幅に抑えるのは難しいと思われることから、あまりそのような事態にはならないのではないかと想定しています。競争的対話で提案の全体像が見えてくると思いますので、それを踏まえて、評価上の課題については先生方と個別にディスカッションできればと思います。
- 【〇〇委員】 追加提案によるコストも審議会委員は知らなくて良いのではないのでしょうか。追加提案にかかるコストが高いか安いかは審議会では判断できないと思われれます。
- 【事務局】 今回の審査手続きは、追加提案に関しては発生するコストも含めて評価していただく仕組みになっています。
- 追加提案の金額を含めて評価していただく前提でしたので、市として払えるかどうか、といった点はお伝えできるようにいたします。委員の皆様には、取組みとして評価していただければと思います。
- 【〇〇委員】 追加提案によるコストが市にとって高すぎるなどは、事務局から教えていただけるのでしょうか。
- 【事務局】 ご認識の通りです。事務局からお伝えします。
- 【〇〇委員】 私の理解では、追加提案は、コストも含めて、競争的対話の中で市と合意されたものが出てくるのだと思いますが、いかがでしょうか。
- 【事務局】 基本的にはご認識の通りです。
- 【〇〇委員】 庁舎の提案について、実際のユーザーである職員は確認するのですか。ほかの市役所で、施設整備後に狭いと問題になった例があるようです。
- 【事務局】 事務局の職員は確認します。また、事前に若手職員の希望を聞き、要求水準書に入れてあります。什器なども市で判断して納入するので、比較的柔軟に対応できるかと思います。
- 【議長】 他にご意見はよろしいでしょうか。それでは、以上を持ちまして第2回の審議会を終了させていただきたいと思えます。本日はありがとうございました。司会を事務局にお返しします。
- 【事務局】 川崎会長、ありがとうございました。また各委員の皆様方におかれましては、長時間にわたる活発なご議論をありがとうございました。以上を持ちまして第2回三浦市市民交流拠点整備事業者選定審議会を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。

以上